

高齢者タクシー運賃助成事業

対象者

(80歳以上の方対象)

- ・豊明市在住の以下のすべてに該当する方
- ① 事業年度末までに満80歳以上の方
- ② 障害者福祉タクシー料金助成の対象にならない方
- ③ 高齢者外出支援事業の対象にならない方

内容

申請は1年度1回限り

- ・タクシー乗車料金の助成券(500円)を交付します。

申請に必要なもの

- ・申請書(申請には本人確認のため、運転免許証、健康保険証等の官公署が発行した身分証明書が必要です。助成券を利用する人が申請者と異なる場合は、利用する人の身分証明書の写しが必要です。)
- ※本事業を申請された方には、毎年度末に助成券を郵送します。

交付枚数(1年度1回限り交付)

- ・4～6月に交付：48枚
- ・7～9月に交付：36枚
- ・10～12月に交付：24枚
- ・1～3月に交付：12枚

助成券の使い方

- ・助成券は交付を受けた方のみ利用できます。
- ・助成券は他人に譲渡することはできません。
- ・豊明交通(☎ 92-1301)と東名交通(☎ 97-1181)でのみ利用できます。
- ・1回の乗車で1枚の助成券(500円)が利用できます。
- ・利用の際、**おつりはできません(差額については、自己負担をお願いします。)**
- ・本市が発行する他の利用券等との併用での利用はできません。
- ※ただし、本事業(豊明市高齢者タクシー運賃助成)を申請した方同士が2名以上で乗車される場合(相乗り)は、おつりがでない範囲で、本人の券を各1枚ずつ利用できます。

【相乗りの利用例】本事業を申請した3人で相乗りした場合、本人の券を1枚ずつ(500円×3枚=1,500円分)の利用ができます。

- ・詳しい使い方については、裏面もご覧下さい。
- ・タクシーを降車の際に、助成券と本人確認書類(運転免許証、健康保険証等の官公署が発行した身分証明書)を乗務員にご提示ください。
- ・利用対象に該当しなくなった場合は、助成券を返却して下さい。

助成券の有効期限

- ・3月31日(年度末)

相乗りの助成券の組み合わせ

- 可能 (1) 高齢者タクシー運賃助成 + 高齢者タクシー運賃助成
- ×不可 (2) 高齢者タクシー運賃助成 + 障害者福祉タクシー料金助成
- ×不可 (3) 高齢者タクシー運賃助成 + 高齢者外出支援事業

使える枚数

例①【1人で乗る】

乗車料金が1,200円の場合

⇒本事業の助成券1枚を利用 +700円（自己負担）の支払い



運賃
1,200円



助成券
¥500

1枚のみ使用可能

例②【2人で乗る（2人とも本事業の利用者）】

乗車料金が2,300円の場合

⇒本事業の助成券2枚を利用 +1,300円（自己負担）の支払い



運賃
2,300円



助成券
¥500

1枚のみ使用可能



助成券
¥500

1枚のみ使用可能

例③【2人で乗る（1人だけ本事業の利用者）】

乗車料金が2,300円の場合

⇒本事業の助成券1枚を利用 +1,800円（自己負担）の支払い



運賃
2,300円



助成券
¥500

1枚のみ使用可能



自身の助成券なし
または
その他の事業の券

券は使えません